

下 総 第 1035 号

令和2年(2020年)1月17日

下関市監査委員	小 野 雅 弘	様
同	大 賀 一 慶	様
同	関 谷 博	様
同	亀 田 博	様

下関市長 前 田 晋太郎

定期監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

令和元年(2019年)6月20日付け監査報告第12号により提出のありました定期監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により通知します。

定期監査の結果に基づき講じた改善措置

都市整備部都市計画課
都市整備部公園緑地課
港湾局施設課
出納室

都市整備部都市計画課について

[指摘事項]

- (1) 下関市手数料条例に規定された手数料は、同条例第3条ただし書が適用される場合を除いて、申請の際に徴収しなくてはならないが、都市計画課は、同条例に規定された同課が所管する屋外広告物に関する手数料を、全ての申請について、納付書を使用して納付させる方法により後日に徴収していた。本件では、調定伺書に申請の際に徴収できない理由を記載しているが、市長ではなく都市計画課長が決裁しており、ただし書の適用といった例外的な運用を行うための適当な手続が取られているとは言い難い。条例の規定に基づき、適正に手数料を徴収されたい。

(改善措置状況)

屋外広告物許可申請手数料については、審査及び調定額の確定に時間を要し申請の際に手数料を徴収することができないことから、下関市手数料条例第3条ただし書を適用し、当該手数料を後日徴収する例外的な運用を行うことについて令和元年6月17日付けで市長決裁を受け、適正に手数料を徴収するよう改めた。

また、屋外広告業の登録及び登録の更新の申請に対する審査手数料については、申請の際に手数料を徴収するよう改めた。

なお、講習会の開催に関する事務手数料については、当該講習会が山口県と下関市が交代で開催しているため、下関市で開催のある令和2年度から申請の際に徴収することとする。

(2) 下関市屋外広告物条例の規定に基づく許可をした場合に、手数料の納付が確認されるまで許可書を申請者に交付していなかった。都市計画課が許可書を保管している間も許可の期間は進行しており、許可の効力が生じている事実を申請者に通知しないことは、不適當である。適切な事務処理の手順を確立されたい。

(改善措置状況)

許可書は、許可後、速やかに申請者に交付することとし、適切な事務処理となるよう改めた。

都市整備部公園緑地課について

[指摘事項]

(1) 未整備公園（新棕野2号公園）の土地の占用申請に対して、都市公園法第6条第1項の規定を準用して占用許可を行っていたが、当該土地は同法第33条の規定に基づく公園予定区域内の土地ではないため、同法第6条第1項の規定を準用する占用許可ではなく、行政財産の目的外使用許可を行うべきであった。（当該土地は、行政財産に分類されている。）

また、土地の使用料については、下関市都市公園条例第14条第1項の規定に基づいて都市公園の占用の許可にかかる使用料を徴収しているが、当該土地に対して同条例は適用されないため、下関市行政財産使用料条例に基づく使用料を徴収するべきであった。所要の措置を講じるとともに、適切に事務処理されたい。

(改善措置状況)

指摘のあった使用料を下関市行政財産使用料条例に基づいて算定し直し、すでに納付されている下関市都市公園条例に基づいて算定した額との差額を、令和元年9月30日に申請者に返還した。

また、今回の指摘を受け、改めて都市公園法による占用許可が可能な公園と行政財産目的外使用による許可が必要な公園（土地）を確認し、現在は適正な運用となるよう申請毎に留意している。

(2) 条件付き一般競争入札により長期継続契約を締結している電子複写機賃貸借において、下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿（以下「名簿」という。）の業種（大分類）「賃貸借（リース）」、営業品目（小分類）「コンピュータ及び周辺機器」に登録があることを入札条件として公募したところ、3者から入札参加資格確認申請の提出があったが、うち1者は、名簿における業種（大分類）「賃貸借（リース）」、営業品目（小分類）「コンピュータ及び周辺機器」に登録がないことから入札参加資格を認められなかった。

しかしながら、当該契約の内容は電子計算機（汎用機、サーバ等）ではなく、複写機の賃貸借であり、名簿における業種（大分類）「賃貸借（リース）」、営業品目（小分類）「複写機」に登録があることを参加資格の条件とすべきであった。なお、入札参加資格を認められなかった業者は、営業品目（小分類）「複写機」には登録があった。

条件付き一般競争入札における参加者の資格を制限する参加資格は、参加しようとする者においては、入札に参加できるか否かの重要な事項であることから、参加資格を定める際は特に慎重を期されるとともに、適正な契約事務を行われたい。

（改善措置状況）

令和元年度の新規の複写機の賃貸借から、名簿における業種（大分類）「賃貸借（リース）」、営業品目（小分類）「複写機」に登録があることを参加資格の条件とした一般競争入札を行い、適切に対応している。

また、再発防止策として、設定する参加資格条件が契約内容に対して最適なものとなっているか、その都度、改めて確認を行っている。

港湾局施設課について

[指摘事項]

(1) 建物貸付収入の未収について、催告はしているものの、督促について適切な事務がなされていなかった。下関市債権管理条例施行規則第6条の規定に基づき督促状を発送されたい。

(改善措置状況)

納付状況について複数職員で情報を共有し、下関市債権管理条例施行規則第6条の規定に基づき、督促状の発送を行うよう改めた。

出納室について

[指摘事項]

- (1) 今回の定期監査の対象8課のうち3課において、資金前渡金の出納を金銭出納帳に記入していない事例や誤った内容で記入している事例が見受けられた。過去の定期監査でも度々指摘事項として通知しているが、依然として高い頻度で同様の事例が生じている。正確な事務を行うよう全庁に注意を喚起されたい。

(改善措置状況)

令和元年8月16日及び11月1日に、「資金前渡金に係る金銭出納帳の記入について」という表題で庁内掲示板へ再度投稿し、令和元年8月27日から、資金前渡金の受領者にチラシを交付するようにすることで、正確な事務を行うよう注意喚起した。